

日本防災士会福岡県支部 広報委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、ホームページの企画およびSNSの活用による情報発信を通じて、新規会員の増加に資する積極的な取り組みの企画・立案を行うとともに、他委員会からの発信情報の管理および広報全般に関する活動を担う「広報委員会」（以下「本委員会」という）の設置および運営に関する事項を定める。

(設置根拠)

第2条 本委員会は、「日本防災士会福岡県支部委員会規程」第2条に基づき設置する。

(所掌事項)

第3条 本委員会は、次に掲げる事項について調査・検討・実施を行う。

1. ホームページの企画および更新に関すること
2. SNSを活用した情報発信に関すること
3. 新規会員の増加に向けた広報施策の立案に関すること
4. 各委員会等からの情報の取りまとめおよび発信内容の管理
5. その他、本委員会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 本委員会の構成は以下の通りとする

1. 本委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員若干名で構成する。
2. 委員長は、支部長が会員の中から選任・委嘱する。
3. 副委員長は、委員長が委員の中から選任する
4. 委員は、支部長が参加希望等を考慮して選任する。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(設置期間)

第6条 本委員会の設置期間は、各事業年度の初日である4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、必要に応じて理事会の承認を得て期間を延長または変更できる。なお、特段の異議がない限り、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとする。

(要綱の変更)

第7条 この要綱は、**理事会**の議決によって変更することができる

2. この要綱を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 附則 —

(執行)

本要綱は、2026年4月18日からとする